

平成 18 年 7 月 5 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 9 号

「棚卸資産の評価に関する会計基準」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、近年整備されてきた他の会計基準との整合性や国際的な会計基準との調和の観点から、棚卸資産の評価について、これまでの原価法と低価法の選択適用の見直しについて検討してまいりました。

当委員会では、棚卸資産を通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産に区分し、前者については収益性の低下による簿価切下げという考え方に基づく評価基準や開示に関して検討を行うとともに、後者については「金融商品に係る会計基準」における売買目的有価証券に関する会計処理に準じた取扱いとすることなど、審議を重ねてまいりました。今般、平成 18 年 6 月 30 日の第 107 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「本会計基準」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本会計基準につきましては、平成 17 年 10 月に「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」を公表し、広く意見を求めました。さらに、平成 18 年 4 月に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本会計基準の概要

■ 目的

本会計基準は、棚卸資産の期末における評価基準及び開示について定めることを目的としている。そのため、先入先出法や後入先出法などの評価方法に関しては、取り扱っていない。

■ 会計処理

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準

(1) 正味売却価額への簿価切下げ

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。

この場合の正味売却価額は、売価（＝売却市場における時価）から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したものをいう。また、一定の条件のもとでは、正味売却価額に代えて収益性の低下の事実を適切に反映する方法による価額や再調達原価によることも認められる。

(2) 洗替え法と切放し法の選択適用

継続適用を原則として、棚卸資産の種類ごと、簿価切下げの要因ごと（物理的な劣化、経済的な劣化、市場の需給変化に起因する売価の低下）に前期の簿価切下額の戻入れを行う方法（洗替え法）と行わない方法（切放し法）を選択適用できる。

トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準

トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。

■ 開示

通常の販売目的で保有する棚卸資産に係る開示

(1) 損益計算書における表示

本会計基準では、これまでの会計基準等に基づく品質低下や陳腐化による評価損と低価法評価損を会計処理上は相違のないものとして扱い、収益性の低下による簿価切下額は売上原価とするが、棚卸資産の製造に関連し不可避免的に発生すると認められるときには製造原価として処理する。

(2) 損益計算書における注記

収益性の低下による簿価切下額に関しては、注記又は売上原価等の内訳科目として示す。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、この限りではない。

トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る開示

トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、純額で売上高に表示する。

■ 適用時期

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

■ 適用初年度の取扱い

本会計基準が適用される最初の事業年度において、簿価切下額が多額に発生し、それが期首の棚卸資産に係るものである場合、次のいずれかの方法により特別損失に計上することができる。

- (1) 本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を特別損失に計上する方法
- (2) 本会計基準を期末在庫の評価から適用するが、期末在庫に含まれる変更差額のうち前期以前に起因する部分を特別損失に計上する方法

[参 考] 収益性の低下の判断や簿価切下げのための評価額

| 評 価 額 | | 意 義 | 摘 要 |
|-----------------------|---|---|--|
| 正味売却 価額 (第5項) | 市場価格に基づ く価額による | <ul style="list-style-type: none"> 正味売却価額＝売価－見積追加製造原価－見積販売直接経費 売価＝購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価 | <ul style="list-style-type: none"> 売却市場において観察可能な市場価格に基づく価額を売価とする。 |
| | 合理的に算定され た価額による | 同 上 | <ul style="list-style-type: none"> 売却市場において市場価格が観察できない場合、合理的に算定された価額を売価とする。 当該価額は、同等の棚卸資産を売却市場で実際に販売可能な価額として見積ることが適当である(第48項)。 これには、期末前後での販売実績に基づく価額を用いる場合や、契約により取り決められた一定の売価を用いる場合を含む(第8項、第48項)。 |
| 正味売却価額に代わるもの (第9項) | 次のような方法による価額 <ul style="list-style-type: none"> 帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法 一定の回転期間を超える場合、規則的に帳簿価額を切り下げる方法 | <ul style="list-style-type: none"> 営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、合理的に算定された価額によることが困難な場合に適用 | |
| 再調達原価 (第6項) | 購買市場と売却市場とが区別される場合における購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算した価額 | <ul style="list-style-type: none"> 原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合に適用(第10項) | |

以 上